

**求職者支援訓練**

雇用保険を受給できない求職者の早期再就職を目指し、民間の訓練機関が国の認定を受けて実施する職業訓練です。一定の要件を満たした求職者には訓練期間中に職業訓練受講給付金が支給されます。

**【Web 広告デザイン科】**

▼とき 12月19日(木)～令和2年4月17日(金)

▼ところ JMTC 弘前教室(外崎4丁目)

▼受講料 無料(テキスト代などは自己負担)

▼申し込み方法 事前に弘前公共職業安定所(南富田町)で受講手続きを済ませ、11月25日(月)までに各訓練施設へ受講申込書を提出してください。

▼職業訓練説明会 10月24日(木)および11月26日(火)に市民文化交流館ホール(駅前町、ヒロロ4階)で、職業訓練制度および訓練内容の説明を行います。

☎弘前公共職業安定所(☎ 38-8609、音声案内 42 #)

**甲種防火管理新規講習  
該当する施設は受講を!**

▼とき 11月14日(木)・15日(金)の午前10時～午後4時

※2日間の受講が必要。

▼ところ 岩木文化センターあそべる(賀田1丁目)

▼定員 140人(先着順)

▼受講料 無料

※講習で使用するテキストは事前に書店などで購入してください。

▼申し込み方法 10月11日(金)～25日(金)に、消防本部予防課か最寄りの消防署・分署へ申し込みを。

※詳しくは弘前地区消防事務組合のホームページ(<http://www.hirosakifd.jp/>)で確認するか問い合わせを。

☎消防本部予防課(本町、☎ 32-5104)

**秋の火災予防運動**

【ひとつずつ いいね!で確認 火の用心(令和元年度統一標語)】

10月21日～27日の1週間、県下一斉に「秋の火災予防運動」を実施します。この季節は、火を取り扱う機会が多くなります。暖房器具の点検を済ませておいてください。

また、住宅用火災警報器をまだ取り付けていない人は早めの設置をお願いします。もしもの時に備えて次の「住宅防火いのちを守る7つのポイント」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けてください。

**【ポイント】**

- ①寝たばこは絶対やめる
  - ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
  - ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
  - ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
  - ⑤寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
  - ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
  - ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる
- ☎消防本部予防課(☎ 32-5104) または、最寄りの消防署・分署へ

**消費税軽減税率制度説明会**

▼とき 10月10日(木)・24日(木)の午後1時30分～3時

▼ところ 弘前税務署(本町)2階大会議室

▼内容 消費税軽減税率制度概要および申告書の作成方法について

▼定員 各回30人

※事前の申し込みは不要。

☎弘前税務署法人課税第一部門(☎ 32-0331<音声案内に問い「2」を選択してください>)

**夜間・休日納税相談**

収納課では、平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日納税相談日を設けています。

▼夜間納税相談 10月18日(金)・21日(月)・23日(水)～25日(金)の午後5時～7時30分

▼休日納税相談 10月27日(日)、午前9時～午後4時  
※特別な理由がなく、納付および連絡がない場合は、差し押さえ処分を執行することもあります。

☎収納課(市役所2階、☎ 40-7032、☎ 40-7033)

**食品事業者の皆さん、食品表示の見直しはお済みですか?**

食品事業者の皆さんは、次の3点の改正について、移行期限までに表示の見直しを行ってください。

①食品表示法に基づく新表示

(移行期限:令和2年3月)

②加工食品の原料原産地表示制度(移行期限:令和4年3月)

③遺伝子組換え表示制度(移行期限:令和5年3月)

詳しくは県庁ホームページから「青森県 食品表示」で検索を。  
☎中南地域県民局地域農林水産部(☎ 33-2902) / 弘前保健所(☎ 33-8521)

**青森県産品愛用応援  
キャンペーン**

地産地消を進めることを目的に、県内のスーパー、道の駅、産地直売所、小売店、飲食店などのキャンペーン参加店で、対象商品を500円以上購入し応募すると、県産品などが当たるキャンペーンを実施しています。

▼実施期間 11月14日(木)まで

▼対象商品 ①県産の農産物、②県内企業が製造・販売する加工食品、③県産食材を使用した料理

※応募方法など詳しくはホームページ「青森のうまいものたち(<http://www.umai-aomori.jp/>)」をご確認ください。

☎青森県総合販売戦略課(☎ 017-734-9572)

**「赤い羽根共同募金」運動へ  
ご協力を**

～令和もやります!たか丸くん  
コラボ～

10月1日から全国一斉「赤い羽根共同募金」運動が始まります。集められた募金は、地域の福祉活動へ役立てられますので、皆さんのご協力をお願いします。

なお、今年も弘前市共同募金委員会事務局窓口で500円以上の募金をした人へ「たか丸くん」ピンバッジ(数量限定)を進呈します。

☎弘前市共同募金委員会事務局(宮園2丁目、弘前市社会福祉協議会内、☎ 33-1161)



**各種無料相談**

名称	とき	ところ	内容	問い合わせ・申込先
法の目司法書士無料法律相談	10月5日(土) 午前10時～午後3時	総合学習センター(末広4丁目)3階第一研修室	相続や成年後見などの法律上の悩みについて(事前の予約は不要) ※具体的な手続きが必要になる場合は別途費用がかかります。	青森司法書士会(☎ 017-776-8398)
労働相談会	10月6日(日)、午前10時30分～午後0時30分	弘前文化センター(下白銀町)	個々の労働者と事業主との間に生じた労働条件などのトラブル(事前の予約が優先)	青森県労働委員会事務局(☎ 017-734-9832)
行政相談	10月9日(水) 午前10時～午後3時	ヒロロ(駅前町)3階市民生活センター	行政相談員が役所の仕事についての相談に応じます ※毎週水曜日にも同じ日程で行政相談を行っています。	市民生活センター(☎ 33-5830) / 青森行政監視行政相談センター(☎ 0570-090110)
行政書士による無料相談会	10月9日(水)、午後3時30分～5時30分	ヒロロ(駅前町)3階多世代交流室1	相続や遺言を中心とした相談について(事前の予約は不要)	青森県行政書士会中弘支部(菊谷さん、☎ 29-2626)
精神対話士の「ほっ!と相談」	10月13日(日) 午前10時～午後2時	ヒロロ(駅前町)3階多世代交流室B	精神対話士が病気や生活に対する悩みについて相談に応じます(事前の予約は不要)	「ほっ!と相談」青森事務所(田中さん、☎ 090-2021-0573)
暮らしの困りごとなんでも相談所	10月18日(金)、午前10時30分～午後3時	ヒロロ(駅前町)3階ヒロロスクエア	労働や年金など、暮らしのさまざまな困りごとについて(弁護士との相談は事前の予約が必要。受け付けは10月10日(木)午前9時～)	青森行政監視行政相談センター(☎ 0570-090110)
無料調停相談	11月9日(土)、午前11時～午後3時(受け付けは午前10時30分～)	市立観光館(下白銀町)多目的ホール	裁判所の調停委員が金銭問題などの調停手続きについて相談に応じます	弘前調停協会(青森地方裁判所弘前支部内、☎ 32-4321)

有料広告 有料広告

**クマ 出没 注意**

昨年に比べ、クマの出没情報が増えています。山などに行く場合は十分注意してください。万が一遭遇した場合はクマを刺激することなくゆっくりその場から立ち去りましょう。詳しくは市ホームページをご覧ください。  
☎農政課(☎ 40-0504)